

PUBG MOBILE JAPAN LEAGUE 規約

第1編 総則

第1章 本規約の目的

この「PUBG MOBILE JAPAN LEAGUE 規約」（以下「本規約」という。）は、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」という。）が株式会社 KRAFTON（以下「KRAFTON」という。）より承認を受けて主催・運営する PUBG MOBILE（以下「本ゲーム」という。）の公式大会である「PUBG MOBILE JAPAN LEAGUE」（以下「本大会」という。）の運営ルールを定めることを目的とする。

本規約は、本大会への参加を希望しまたは参加するチーム（以下、本大会への参加を希望するチームを「参加希望チーム」、本大会に参加するチームを「参加チーム」という。）を運営・管理する会社（以下「チームオーナー」という。）および参加希望チームまたは参加チームに所属する選手（以下「選手」という。）に適用される。

第2章 契約の成立

本規約を契約条件とする契約（以下「本契約」という。）は、チームオーナーとの間では別途当社が指定する申込書（本規約に同意する旨の記載を含む。）に、選手との間では別途当社が指定する本規約の同意書に、それぞれ必要事項を記入のうえ、当該申込書または当該同意書を当社に提出した時点（以下「申込時」という。）で、当社との間に成立し、その効力を生じるものとする。

第2編 大会運営

第1章 主催および主管

本大会ならびにこれに付随する以下の各号の事業（以下「付随事業」という。）は、すべて当社が主催（自己の名義において実施すること。）および主管（自己の責任と費用負担において実施すること。）し、その権利を有するものとする。

- ① 本大会のオンラインおよびオフラインの試合の配信および放送ならびに当該配信および放送に係る権利の販売
- ② 本大会のプロモーション
- ③ 本大会に関連するイベントの主催または共催
- ④ 本大会に使用する機材（端末、ヘッドセット、デスク、チェア等を含むが、

これらに限られない。)の認定および検定

- ⑤ 本大会のグッズおよび書籍等の商品化および販売
- ⑥ その他本大会に関連する事業

第2章 本大会の運営方法

本大会の開催期間、進行方法、試合の内容、勝者の決定方法および禁止事項等の詳細は、当社が別途定める「PUBG MOBILE JAPAN PRO LEAGUE 細則」(以下「細則」という。)第1編 競技規定において定めるとおりとする。本規約または細則に違反した場合の本大会におけるペナルティについては、当社より別途公表するものとする。

第3編 賞金等

第1章 表彰および賞金

本大会における表彰および賞金等の詳細は、細則第2編 表彰規定において定めるとおりとする。

第2章 固定額の支給

第1条 当社からチームオーナーへの支給

- 第1項 当社から参加チームを運営・管理するチームオーナーに対し、1シーズン(1年間で1シーズンを開催。詳細は細則第1編 競技規定に定めるとおり。以下同じ。)あたり、2500万円(税別)を支給する。ただし、一定の場合に、当該支給額を減額する場合がある。当該支給額の支払時期、支払方法および減額ルール等については、当社より別途公表するものとする。
- 第2項 当社は、本大会開催期間中、毎年1月1日から12月31日までの間に計上した当社の売上のうち、本大会のオンラインおよびオフラインの試合の配信および放送に係る権利の販売の対価ならびに本大会のスポンサーからの協賛金その他当社が別途指定する売上の合計額の15%が4億円を超えた場合、前項に基づく支給に加え、当該15%分から4億円を減じた額を16で割った金額(税別)を、参加チームを運営・管理する各チームオーナーに配分する。ただし、配分額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。また、一定の場合に、当該配分額を減額する場合がある。当該配分額の支払時期、支払方法および減額ルール等については、当社より別途公表するものとする。
- 第3項 チームオーナーは、当社が第1項に基づいて支給する金員を、選手、監督、マネージャーその他の参加チーム関係者(以下「参加チーム関係者」と総

称する。)のうち、登録選手(ロースター登録(細則第3編 チーム規定に定めるとおり。以下同じ。)されている選手をいう。以下同じ。)および第2条第6項に基づいて当社へ報告した者への報酬支払いに用いなければならない。

第2条 チームオーナーから選手等への報酬支払

第1項 チームオーナーは、当該チームオーナーが運営・管理する参加チームの登録選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該登録選手の能力を最も発揮し得るように、当該登録選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

第2項 チームオーナーは、登録選手1名につき、1年間あたりの報酬として、最低350万円(税別)を支払わなければならない。なお、当社は、チームオーナーが支払う登録選手の報酬について、上限額は定めないものとする。

第3項 チームオーナーは、当社の求めに応じて、各登録選手に対して支払いを約束した報酬の額を当社に報告するとともに、当該報酬額が記載されたチームオーナーと各登録選手との間の契約書の写しを当社に提出しなければならない。

第4項 チームオーナーは、登録選手の登録がシーズン途中で抹消された場合、またはシーズン途中で登録選手が新規登録された場合、当該登録選手がロースター登録されていた期間に応じて、報酬を減額できるものとする。この場合、第2項の規定にかかわらず、チームオーナーが支払う当該登録選手の1年間あたりの報酬は、350万円(税別)を下回ることが認められる。

第5項 チームオーナーは、登録選手が制限リスト(細則第3編 チーム規定に定めるとおり。以下同じ。)に登録された場合、当該登録選手が制限リストに登録されていた期間に応じて、報酬を減額できるものとする。この場合、第2項の規定にかかわらず、チームオーナーが支払う当該登録選手の1年間あたりの報酬は、350万円(税別)を下回ることが認められる。

第6項 チームオーナーは、第2章第1条第1項に基づいて当社が支給する金員を用いて報酬を支払う参加チーム関係者(選手を除く。)を、最大3名まで、当社に報告するものとする。

第3章 旅費等の負担

チームオーナーは、当該チームオーナーが運営・管理する参加チームの登録選手が本大会の試合または本大会に関連して当社が指定するイベントに参加するに際して発生する旅費等の費用を負担するものとする。

第4編 参加・脱退

第1章 チームオーナーの資格等

第1条 チームオーナーの資格

チームオーナーは、申込時から本大会の終了までの間（当該チームオーナーが運営・管理する参加チームが本大会から脱退する場合はその時点までの間）、以下のすべての要件を充足しなければならない。

- ① 法人であること。
- ② 適法かつ適正に決算が行われていること。
- ③ 支払停止および支払不能の状態に陥っておらず、かつ、手形および小切手が不渡りとなっていないこと。
- ④ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始のいずれについても申立てを受けておらず、かつ、自らも申立てを行っていないこと。
- ⑤ 本大会に最低5名の選手を参加させることができること。
- ⑥ 参加チームおよび登録選手を適切に管理し、マネージメントできること。
- ⑦ 登録選手が十分な練習および試合が実施可能であると当社が認める環境を用意できること。
- ⑧ 日本語で円滑なやりとりが可能な専属の担当者を擁すること。
- ⑨ 以下に列挙する商品やサービス（以下「禁止広告物」という。）を販売または提供している者（以下「禁止広告物提供者」という。）とスポンサー契約を結んでいないこと。
 - (ア) 販売または飲用が禁止されているアルコール飲料その他酪酐性物質。
 - (イ) ポルノ、たばこ、賭博、違法薬物、無承認無許可の医薬品、火気類、拳銃類または弾薬、その他日本国内で販売が禁止されているもの。
 - (ウ) メーカーが意図していない方法により販売または提供されている商品またはサービス。
 - (エ) 本ゲームその他KRAFTONが提供するゲームの利用規約に違反する商品またはサービス。
 - (オ) KRAFTONの製品またはサービスと競合する製品またはサービス。
- ⑩ 禁止広告物を販売もしくは提供または広告もしくは宣伝（広告・宣伝の方法は問わないものとする。以下同じ。）したことがないこと。

⑪ 禁止広告物提供者を広告または宣伝したことがないこと。

第2条 細則等への同意

チームオーナーは、申込時に、本規約に加え、細則および当社が別途定める「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約」に同意しなければならない。

第3条 履歴事項全部証明書および財務状況に関する資料の提出

チームオーナーは、申込時に、履歴事項全部証明書および当社が別途指定する財務状況に関する資料を当社に提出しなければならない。

第4条 組織変更等に関する報告義務

チームオーナーは、自己に関して、合併等の組織変更、事業譲渡または株式の過半数の譲渡その他支配権の実質的な変更が行われる場合、6ヶ月前までに当社にその旨を通知し、事前に承諾を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があると当社が認める場合は、当該チームオーナーと当社との間で協議の上、別途対応を決定するものとする。

第5条 選手のアカウント名の変更に関する報告義務

チームオーナーは、自己が運営・管理する参加チームの所属選手のアカウント名を変更する場合、当社にその旨を通知し、事前に承諾を得なければならない。

第2章 本大会への参加等

第1条 本大会への参加申込みおよび参加チームの選抜

第1項 チームオーナーは、申込時に、自己が運営・管理する参加希望チームの情報を、別途当社が指定する申込書に記載し、当該申込書を当社に提出するものとする。参加申込みが可能な参加希望チームは、1チームオーナーにつき1チームまでとする。

第2項 申込時において、チームオーナーが前章第1条乃至第3条の要件を充足していると当社が判断した場合、当社は、当該チームオーナーが運営・管理する参加希望チーム（以下「参加要件充足チーム」という。）の本大会への参加を認めるものとする。ただし、参加要件充足チームの数が、16チームを超える場合、当社は別途定める基準に基づいて選抜を行うものとし、当該選抜によって選ばれた参加要件充足チームのみが本大会に参加できるものとする。

第3項 前項の規定にかかわらず、参加要件充足チームが過去に KRAFTON または当社からゲーム大会への出場禁止処分を受けたことがある場合には、当該参加要件充足チームは本大会に参加できないものとする。

第2条 参加チームの名称

参加チームの名称等については、細則第4編 チーム名規定において定めるとおりとする。

第3章 選手の資格等

第1条 選手の資格

選手は、申込時から本大会の終了までの間（自己のロースター登録が抹消された場合または自己が所属する参加チームが本大会から脱退した場合はそのいずれか早い時点までの間）、以下のすべての要件を充足しなければならない。

- ① 在留資格があること。
- ② 他の国または地域において、本大会と並行して開催される本ゲームの大会にロースター登録されていないこと。
- ③ ロースター登録申請日から起算して過去6か月の間、KRAFTONの役員および従業員（派遣社員およびアルバイト等を含む。）ではなかったこと。
- ④ ロースター登録申請日から起算して過去6か月の間、当社または本大会の運営委託先企業の役員および従業員（派遣社員およびアルバイト等を含む。）ではなかったこと。
- ⑤ ロースター登録申請日時点で満18歳以上であること。
- ⑥ 当該選手が過去にKRAFTONまたは当社からゲーム大会への出場禁止処分を受けていないこと。
- ⑦ 当該選手のすべての本ゲームにおけるプレイアカウントが過去にKRAFTONから接続禁止処分（利用停止措置）を受けたことがないこと。ただし、当社の判断により本大会への出場を認める場合がある。
- ⑧ 本ゲーム以外のゲームを含めて、過去に不正行為を行ったことがないこと。
- ⑨ 禁止広告物を販売または提供している者とスポンサー契約を結んでいないこと。
- ⑩ 禁止広告物を販売もしくは提供または広告もしくは宣伝したことがないこと。
- ⑪ 禁止広告物提供者を広告または宣伝したことがないこと。

第2条 選手の同意

選手は、申込時に、本規約に加え、細則および当社が別途定める「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約（選手用）」に同意しなければならない。

第3条 選手に関する資料の提出

第1項 チームオーナーは、当社の求めに応じて、当社に対して、自己が運営・管理する参加希望チームに所属するすべての選手のパスポートの写しおよび住所が確認できる公的証明書の原本または写しを提出しなければならない。

第2項 チームオーナーは、当社の求めに応じて、当社に対して、自己が運営・管理する参加希望チームに所属する外国籍の選手について、以下の各号のう

ち該当する書類をすべて提出しなければならない。

- ① 当該選手に3か月を超える在留期間が付与されている場合：在留カードの写し
- ② 当該選手に3か月以内の在留期間が付与されている場合：パスポートに貼付された上陸許可認印シールの写し
- ③ 当該選手に特定活動の在留資格が付与されている場合：パスポートに貼付される特定活動の指定書の写し
- ④ 当該選手が特別永住者である場合：特別永住者証明書の写し

第3項 当社は、本大会に参加する各選手の在留資格の取得および維持に関して、何ら責任を負わないものとする。

第4条 選手の登録

チームオーナーは、細則第3編 チーム規定に従って、自己が運営・管理する参加チームの所属選手のロースター登録を行わなければならない。ロースター登録が可能な選手は、第1条の要件を充足した選手に限るものとする。なお、選手の登録抹消、一時な離脱については、細則第3編 チーム規定に定めるとおりとする。また、選手の移籍、トレードについては、細則第7編 移籍・トレード規定に定めるとおりとする。

第5条 選手の資格剥奪

本大会開催期間中に選手が以下のいずれかの事由に該当した場合、当該選手はそれ以降本大会に出場できないものとする。また、それ以降に本大会の試合に出場し勝利していたことが後日判明した場合は、当社の裁量で当該勝利の結果を取り消すことができるものとする。なお、選手は、自己が第1号または第2号に該当した場合、その旨を直ちに当社に報告しなければならないものとする。また、チームオーナーは、自己が運営・管理する参加チームの所属選手が第1号または第2号に該当したことを知った場合、その旨を直ちに当社に報告しなければならないものとする。

- ① 当該選手の本ゲームにおけるプレイアカウントのいずれかがKRAFTONから接続禁止処分（利用停止措置）を受けた場合。ただし、当社の判断により本大会への出場を認める場合がある。
- ② 本ゲーム以外のゲームを含めて、不正行為を行った場合。
- ③ KRAFTON が当該選手の本大会への出場資格剥奪を決定した場合。
- ④ 前各号のほか、当社が当該選手の本大会への出場資格剥奪を合理的に決定した場合。

第4章 脱退

第1条 脱退の方法

チームオーナーは、シーズンの終了後から次シーズンが開始するまでの期間に限り、自己が運営・管理する参加チームを本大会から脱退させることができる。この場合、チームオーナーは、脱退希望日の属する月の6か月前の月末までに、当社に対してその旨申請し、当社の承諾を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があると当社が認める場合は、当該参加チームのチームオーナーと当社との間で協議の上、別途対応を決定するものとする。

第2条 脱退に伴う金銭補填等

参加チームが本大会から脱退する場合であっても、当社は、当該参加チームのチームオーナー、当該参加チームおよび参加チーム関係者が本大会参加に伴い抛出した一切の金員等（設備投資費用を含むがこれに限られない。）について、補填する責任を負わない。

第5編 義務・禁止事項

第1章 チームオーナーの義務・禁止事項

第1条 健全運営等

チームオーナーは、申込時から当該チームオーナーが運営・管理する参加チームの本大会からの脱退または本大会の終了のいずれか早い方までの間、以下の義務を負担するものとする。

- ① 人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮すること。
- ② 第2章第1条第9号の定めに基づいて、選手の本大会への出場以外の副業を承諾した場合、当該承諾内容を直ちに当社に報告すること。
- ③ 選手をして、第2章および細則に定める選手の義務・禁止事項を遵守させること。
- ④ 選手以外の参加チーム関係者をして、第2章および細則に定める選手の義務・禁止事項と同等の義務・禁止事項を遵守させること。
- ⑤ 本大会の運営に支障を来たさないように、本大会に直接関係しない選手の活動についても適切に管理すること。
- ⑥ 1シーズンにつき1回、参加チーム関係者全員に健康診断を受診させ、当該健康診断の結果を当社に報告すること。

第2条 本大会以外の大会への出場

チームオーナーは、参加チームまたは選手を、本大会への参加と並行して、本大会以外の国内外で開催される本ゲームの大会に参加させる場合、事前に当社の承認を得なければならない。

第3条 広告・宣伝

第1項 チームオーナーは、新たに選手または参加チームのスポンサー契約を締結する場合、事前に当社の承諾を得なければならないものとする。

第2項 チームオーナーは、事前に当社の承諾がある場合を除き、禁止広告物を販売または提供している者とスポンサー契約を結んではならない。

第3項 チームオーナーは、禁止広告物を販売もしくは提供または広告もしくは宣伝してはならない。

第4項 チームオーナーは、販売または飲用が禁止されていないアルコール飲料その他酩酊性物質を広告または宣伝してはならない。

第5項 チームオーナーは、参加チーム関係者をして、販売または飲用が禁止されていないアルコール飲料その他酩酊性物質を広告または宣伝させてはならない。

第6項 チームオーナーは、禁止広告物提供者を広告または宣伝してはならない。

第2章 選手の義務・禁止事項

第1条 選手の義務

選手は、本大会の開催期間中、以下の義務を負担するものとする。

- ① 当社の求めに応じて、本大会の試合および本大会に関連して当社が指定するイベントに参加すること。
- ② 前号の試合およびイベントへの参加に際して、事前に当社が承認したユニフォームを着用すること。ユニフォームの詳細については、細則第5編 ユニフォーム規定に定めるとおりとする。
- ③ 当社の求めに応じて、当社が指定するミーティングその他の試合の準備に必要な行事に参加すること。
- ④ 当社の求めに応じて、当社が指定する研修会に参加すること。
- ⑤ 当社の求めに応じて、当社が指定する広告・宣伝、広報、プロモーション活動、ファンサービス活動および社会貢献活動を行い、または参加すること（当社やメディア各社による写真撮影や取材に応じることを含む。）。
- ⑥ チームオーナーの求めに応じて、健康診断を受けること。
- ⑦ 当社の求めに応じて、当社が指定する医学的検診、予防処置および治療処置を受けること。
- ⑧ オンラインでの試合開催時に、当社が指定する不正行為対策を実施するこ

と。

- ⑨ 本大会への出場以外の副業を行う場合、事前に自己が所属する参加チームのチームオーナーの承諾を得ること。
- ⑩ その他上記各号に付随する事項に対応すること。

第2条 選手の禁止事項

第1項 選手は、申込時から自己が所属する参加チームの脱退または本大会の終了のいずれか早い方までの間、以下の行為を行ってはならない。その他の禁止事項等については、細則第1編 競技規定に定めるとおりとする。

- ① 当社による事前の承諾を得ることなく、本ゲーム以外のゲームの大会に出場すること。
- ② 本規約、細則、その他本大会に適用される当社が公開するすべての規定等、KRAFTON が定める本ゲームを利用するための利用規約 (<https://pubgmobile.jp/terms.html>) を含むすべての規定および関連する法令に違反すること。
- ③ 本大会の運営を意図的に妨害すること。
- ④ 本大会、当社、本大会のスポンサーおよび KRAFTON の品位や信用を毀損する行為を行うこと。
- ⑤ 本大会の運営上必要な当社の指示または要請に従わないこと。
- ⑥ 本大会運営上必要な当社からの質問に適切に回答しないこと、または、虚偽の申告をすること。
- ⑦ 方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、本大会の試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑧ 本大会の試合の結果を賭博の対象とし、それに関与すること。

第2項 選手の行うスポンサー契約および広告・宣伝については、第1章第3条(第5項を除く。)を準用するものとする。

第6編 その他

第1章 個人情報

第1条 利用目的

当社は、本大会に関連して、当社と本契約を締結したチームオーナーおよび選手(以下「契約者」という。)から取得する情報(以下「契約者情報」という。)の取扱いについて、別途当社が定める「NTTドコモ プライバシーポリシー」(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>)において公表する。

第2条 第三者提供

当社は、KRAFTON に対して、KRAFTON が以下の各号の行為を行うために必要な範囲内で、契約者情報を提供するものとする。

- ① 本ゲームの世界大会を実施する場合、参加チームおよびその所属選手が当該世界大会に出場するために必要な手続き。
- ② 本大会の広告および宣伝。
- ③ 本大会の下位リーグが開催される場合、当該下位リーグの広告および宣伝。
- ④ KRAFTON による出場禁止処分および接続禁止処分（利用停止措置）の対象者リストとの照合、その他 KRAFTON が本大会の運営に必要と判断した業務。

第3条 保証

第1項 契約者は、契約者情報が、適法、適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。

第2項 契約者は、当社への契約者情報の提供について、権利主体である本人の同意を得ていることを表明するとともに、適法に提供されるものであることを保証する。

第2章 知的財産権等

第1条 チームオーナーによる利用許諾

チームオーナーは、当社に対して、自己が運営・管理する参加チームおよび参加チーム関係者の氏名、年齢、出身地、経歴、アカウント名、ゲーム内ネームを含む芸名、チーム名、チームロゴ、チームのエムブレム、ランク、プレイ動画、インタビューコメント、自己紹介などの情報、似顔絵、キャラクター、映像、音声、署名等（以下「肖像等」という。）に係る一切の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上もしくは営業上のノウハウその他の権利、またはこれらの権利に基づく実施権等の権利を含むがこれらに限られない。以下同じ。）について、本大会の準備、開催および第2編第1章に定める付随事業の実施の目的に限り利用（改変、公表および報道を含む一切の利用。以下同じ。）することができる、非独占的かつ再許諾可能な権利を許諾する。なお、当該許諾は、期間の限定がないものとし、細則に別段の定めがある場合を除いて無償とする。また、チームオーナーは、当社および当社が当該許諾の再許諾を実施した第三者に対して、本条に基づく利用に関して、著作者人格権を行使せず、かつ、参加チーム関係者をして著作者人格権を行使させないものとする。

第2条 選手による利用許諾

選手は、当社に対して、自己の肖像等に係る一切の知的財産権について、本大会の準備、開催および第2編第1章に定める付随事業の実施の目的に限り利用することができる、非独占的かつ再許諾可能な権利を許諾する。なお、当該許諾は、期間の限定がないものとし、無償とする。また、選手は、当社および当社が当該許諾の再許諾を実施した第三者に対して、本条に基づく利用に関して、著作権人格権を行使しないものとする。

第3条 保証

契約者は、当社に対して許諾する一切の知的財産権の利用が、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

第4条 その他

その他の知的財産権の取扱いに関する詳細は、細則第6編 プロパティ利用規定に定めるとおりとする。

第3章 法令遵守

契約者は、本大会への参加に際して、関連する法令を遵守するものとする。また、当社と本契約を締結したチームオーナーは、参加チーム関係者をして、本大会への参加に際して、関連する法令を遵守させるものとする。

第4章 免責事項

第1条 契約者間の紛争等

当社は、契約者と他の契約者または契約者と第三者との間の紛争等に関与しないものとする。紛争等が生じた場合、契約者が自己の責任によって解決するものとし、当社はその責任を負わない。

第2条 不可抗力

当社は、ゲームサーバー、インターネット接続もしくは機材に関するトラブルが生じた場合、または新型コロナウイルス感染拡大、天災地変が生じた場合等、やむを得ない事態が発生したときは、本大会またはその放送もしくは配信を中断または中止できるものとする。当社は、本条に基づいて本大会またはその放送もしくは配信を中断または中止した場合であっても、契約者の本大会への参加に伴う費用や損害の補填はしないものとする。

第3条 損害賠償の制限

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除く。）に限られるものとする。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、この限りではない。

第5章 規約の変更

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して、当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本規約を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとする。

- ① 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第6章 権利の譲渡等

契約者は、本契約に基づいて当社に対して有する権利または当社に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできない。

第7章 合意管轄

契約者と当社との間で本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8章 準拠法

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとする。

【2020年11月13日制定】

【2020年12月1日改定】

【2020年12月16日改定】